

## 和泉市子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）実施要綱

（目的）

**第1条** この要綱は、和泉市立青少年センター条例（昭和54年和泉市条例第2号）第1条及び第3条の規定に基づき、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）（以下「どろんこ」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

**第2条** 対象児童は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）和泉市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記録されていること。
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校の第1学年から第6学年までに在籍していること。
- （3）富秋中学校及び、信太中学校の校区に属する5小学校並びに隣接する伯太小学校及び黒鳥小学校の児童であること。

2 前項の規定にかかわらず、入会することに相当の理由があると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、入会することができる。

（申請及び許可）

**第3条** 児童をどろんこに入会させようとする保護者は、別に施行要領で定めるところにより、委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

（不許可等）

**第4条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、又は出席を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- （1）児童が第2条に規定する資格を有しないとき又は喪失したとき。
- （2）保護者が会費を滞納したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、管理運営上、支障があると認められるとき。

（会費）

**第5条** どろんこに入会した児童の保護者は、会費を納付しなければならない。

2 会費の額は、児童1人につき月額4,000円とし、特別会費は児童1人につき月額を別表に定める額とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、そのうち1人を除く他の児童の会費は、1人につき月額を半額とする。

3 前項に定めるもののほか、延長利用（通常の利用時間を超えてどろんこを利用することをいう。）に係る料金の額は、児童1人につき月額1,500円とする。

4 委員会は、特別の事由があると認めるときは、会費を減額し、又は免除することができる。

5 既納の会費は、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度及び平成19年度に限り、別表中「4,000」とあるのは「3,000」と、「3,000」とあるのは「2,000」と、「300」とあるのは「200」とする。

附 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

日数区分	特別会費（円）
1日から4日まで	1,000
5日から8日まで	2,000
9日以上	4,000